

2025（令和7）年12月1日

一社) JACDS 正会員の皆様へ

指定濫用防止医薬品に関する陳列方法及び空箱対応の必要性について

一社) JACDS 事務局

いつも協会活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、当協会事務局において、昨今会員企業様からメーカー様宛に、指定濫用防止医薬品に関して多量の空箱要請がされている旨を聞き及んでおります。

当協会はこれまで、本年度の薬機法改正で新設された指定濫用防止医薬品の陳列規制に関して、1,500品目にもわたる同医薬品について、一律の空箱対応や手の届かない場所への陳列は非現実的であるとして、人員の継続的配置を条件として現物陳列を可能とするすることを求めて活動し、関係各位のご尽力の結果、この度改正法に明記され認められることになりました。そのような経緯もある中、会員企業様によるメーカーへの多量の空箱要請が相次ぐことで、ドラッグストアは一律の空箱対応が可能なのではないかと思われる懸念しております。

また、メーカーからは、会員企業様において、新たな指定濫用防止医薬品の陳列規制の内容に関して、十分にご理解の上で空箱要請に至っているのかという点でご心配の声も届いております。

当協会は現在厚生労働省と連携して「指定濫用防止医薬品の適切な販売にかかる業界ガイドライン」を作成中ですが、まだ協会内でご共有ができていない関係で、現時点での陳列規制の詳細についてのご理解が不十分な点もあるのではと考えております。

指定濫用防止医薬品の販売にあたり一律の空箱対応は必須ではありません。今般、厚労省医薬局総務課長発信「医薬総1128第8号」（令和7年11月28日）の省令に、陳列方法に関する記述がありますので、ご確認いただけますと幸いです。（7ページ目のア、イ）

指定濫用防止医薬品の陳列方法としては以下の2つの場合が考えられます。

①（空箱対応を含む）顧客の手の届かない場所に陳列する方法

- ・空箱対応のほか、鍵のかかるガラスケースへの陳列など

② 薬剤師、登録販売者の目の届く範囲（情報提供設備から7m以内）に陳列する方法

- ・この場合、薬剤師や登録販売者を情報提供設備に継続的に配置することが必要

つまり、①を選択する場合は空箱対応が必要になる場合もありますが、②を選択する場合には、必ずしも空箱は必要にならないことをご確認いただきたいと思います。

なお、ガイドラインは12月中には協会内でご共有する予定です。上記の陳列に加え、薬剤師等の配置や販売等に関しても厚生労働省とも協議した具体的な方法について記載しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上